地方公務員の災害補償に関する法令の適用関係及び補償実施機関については次の表のとおりです。

区分	身 分		地方公	公務員		非公務員			
	所 属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人		補償実施機関	
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員		
常勤職員	全 職 員			地方公務員	災害補償法			地方公務員	
非常勤	再任用短時間職員	地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法				災害補償基金	
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法							
	議会の議員、行政委員会の委員、地方公 共団体の附属機関の 委員、統計調査員等 他の法令の適用を受けない者 (労働基準法別表 第1に掲げる事業 以外の事業に雇用	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法			条例適用職員 地方独立行政法 人の使用者たる役 員		
	される者) 水道、交通、清掃病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法 (労災法の 対象となら ない場合に は条例)			(使用者たる 役員につい ては独立行 政法人が定 める)		(使用者たる 役員につい ては独立行 政法人が定 める)	それ以外の職員 ↓ 国	
	消防団員·水防団員		消防組織 法、水防法 及び消防団 員等公務災 害補償等責 任共済等に 関する法律					々ご見	
	学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師		公立学校の 学校医、学 校歯科 医及 び学校薬剤 師の公務災 害補償に関 する法律			労働者災害 補償保険法		各所属	